平成２４年（フ）第１２１５号
広島市中区国泰寺町２丁目１番５―503号
ロッコーマンション
破産者　梶光　　都
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７５８号
北九州市小倉北区足立３丁目１番29―701号
破産者　岩森　若菜
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４号
福岡県行橋市門樋町７番10―201号
破産者　片山　智之
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第２００号
佐賀県佐賀市新中町８番14―1201号
破産者　山本　正文
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３３７号
佐賀県小城市牛津町柿樋瀬字柿一角582番地５　柿樋瀬ハイツ103号、住民票上の住所佐賀県杵島郡白石町大字戸ケ里397番地２
破産者　矢川千佐子
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９６号
茨城県取手市駒場１丁目３番６―203号
破産者　菊池　儀高
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第５５８号
山梨県甲州市塩山中萩原1055番地１
破産者　廣瀬　　隆
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１８号
愛知県稲沢市高御堂１丁目６番29号
破産者　上条　　貴
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第８１号
愛知県犬山市大字塔野地字南ノ切34番地１
アベニューヒノワ503
破産者　大野　守正
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２３８号
愛知県豊田市美里５丁目23番地５、開始決定時の住所愛知県豊田市野見山町３丁目27番地102
破産者　宮條　芳光
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１９９号
愛知県刈谷市宝町３丁目３番６　サンマンションアトレ刈谷401号、開始決定時の住所愛知県刈谷市小垣江町東竜19番地７
破産者　南　　健
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２８３号
広島県福山市水呑町3297番地１
破産者　藤井　充之
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１３１号
山口県下松市笠戸島77―２、住民票上の住所香川県丸亀市飯山町西坂元1100番地10
破産者　白川　雅一
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第３２号
大分県速見郡日出町大字藤原1507番地１、開始決定時の住所大分県速見郡日出町3334番地８
破産者　森岡　勝雄
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２４年（フ）第３０１号
宮崎市城ケ崎１丁目２番地９　望洋マンション203号
破産者　永井　一正
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３１２号
宮崎市恒久南４丁目172番地15、開始決定時の住所宮崎県児湯郡高鍋町大字高鍋町857番地１
破産者　西村　利吉
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１７７２号
札幌市西区八軒４条西４丁目３番５―102号
破産者　大関　文子
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部